日本海ひすいライン等利用促進協議会

令和５年度　総会

資　　料

① 日本海ひすいライン等利用促進協議会 構成員名簿 ・・ 1

② 令和４年度　実施事業 ＜写真等＞・・・・・ 2

③ 令和４年度　要望書写し ・・・・・・・・・・ 4

④ 規約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

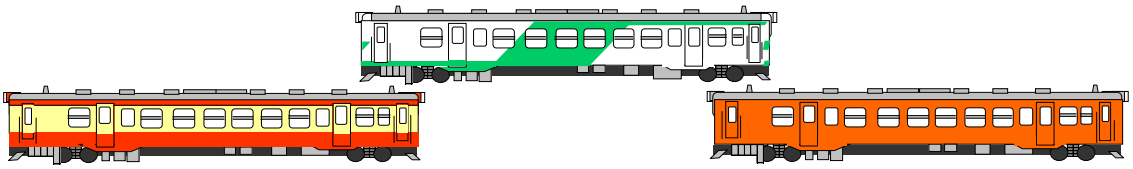

日本海ひすいライン等利用促進協議会　構成員名簿

（20 団体　令和５年５月 31 日現在）

役職	団体・企業名及び職名	氏　　名
参　与	新潟県議会議員	中村　康司
会　員	糸魚川市 市長	米田　　徹
会　員	白馬村 村長	丸山　俊郎
会　員	小谷村 村長	中村　義明
会　員	糸魚川市議会 議長	松尾　徹郎
会　員	白馬村議会 議長	太田　伸子
会　員	小谷村議会 議長	吉澤　　学
会　員	糸魚川市議会建設産業常任委員会 委員長	田原　　実
会　員	糸魚川商工会議所 会頭	髙瀬　吉洋
会　員	能生商工会 会長	大貫　慶一
会　員	青海町商工会 会長	尾崎　　毅
会　員	白馬商工会 会長	杉山　茂実
会　員	小谷村商工会 会長	今井　頌治
会　員	一般社団法人糸魚川市観光協会 代表理事	尾崎　　毅
会　員	一般社団法人白馬村観光局 代表理事	伊藤　英喜
会　員	一般社団法人小谷村観光連盟 代表理事	中村　義明
会　員	デンカ株式会社 執行役員青海工場長	萩原　丈士
会　員	明星セメント株式会社 常務取締役糸魚川工場長	菅原　知之
会　員	糸魚川地域連合区長会 会長	齋藤　伸一
会　員	一般社団法人糸魚川青年会議所 理事長	伊井　浩太

【協賛団体：大糸線利用促進輸送強化期成同盟会・塩の道経済懇談会】

日本海ひすいライン等利用促進協議会　令和４年度事業

《R4.5.16　令和４年度総会 開催》

《R4.8.2-3　「夏休み親子雪月花ツアー」 実施》

直江津駅に停車中の雪月花

直江津Ｄ51 レールパークにて
ＳＬを見学する子どもたち

《R4.12.17-18　糸魚川駅開業 110 周年記念事業 実施》

記念のテープカット

自由通路での物販の様子

D51 蒸気機関車の糸魚川駅構内走行

《R5.3.28　日本海ひすいライン、大糸線、北陸新幹線、高速バス ポケット時刻表 作成》

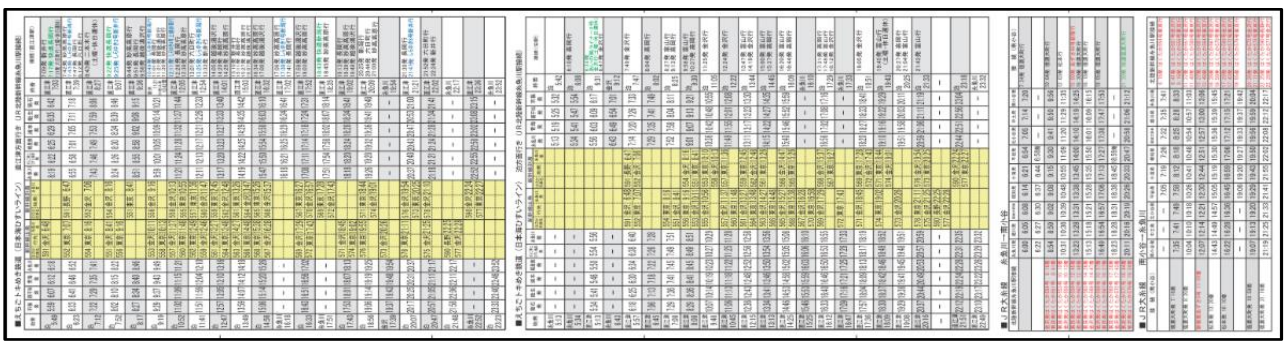

西日本旅客鉄道株式会社

理事 金沢支社長　漆原　健　　様

要　望　書

大糸線利用促進輸送強化期成同盟会

会長　大町市長　牛越　　徹

日本海ひすいライン等利用促進協議会

会長　糸魚川市長　米田　　徹

日頃、大糸線の運行と沿線地域の振興に格別のご尽力をいただいておりますことに深く敬意を表します。また、本年度大糸線全線開通６５周年にあたりましては、当同盟会及び協議会の事業の実施に対し、多大なご支援、ご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、大糸線は、糸魚川市をはじめ、上越・北陸経済圏と長野県中信地域を介して首都圏、中京圏及び関西圏とを結ぶ交通の要であり、地域住民の通勤、通学などの生活路線であると同時に、観光業や商工業など沿線地域にとって極めて重要な路線でありますことは周知のとおりでございます。

人口減少と少子高齢化により全国的に公共交通利用者の減少が見られるなか、本年４月には大糸線（南小谷－糸魚川間）を含む線区の収支が公表され、ローカル線の厳しい状況が明らかになりました。また、７月には国が主催する有識者検討会における「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言」により、国、沿線自治体、鉄道事業者等が一丸となって対策を講じていくことが必要との方向性が示されております。大糸線におきましても、利用者の増加対策が最も重要な課題と認識しております。沿線地域では、日常生活での利用はもとより、駅の環境美化活動などによるマイレール意識の高揚を図る取組のほか、ユネスコ世界ジオパークに認定された糸魚川地域のジオサイトや、名峰が連なる北アルプス山麓の多くの観光資源を活用した観光誘客に努めております。

北陸新幹線の金沢延伸、更には間近に迫りました敦賀延伸による鉄道輸送を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、大糸線の利用促進は新幹線やえちごトキめき鉄道との連携が不可欠であり、大糸線利用促進輸送強化期成同盟会及び日本海ひすいライン等利用促進協議会では、今後も沿線自治体、民間団体が一体となって、地域の鉄道利用の促進に努めてまいります。

大糸線が地域住民の日常生活に欠くことのできない路線として、また日本海側と長野県中央部を広域的に結ぶ重要な路線として、より一層の利用促進と輸送力の強化が図られますよう、次の事項につきましてご要望申し上げます。

記

１　輸送強化及び利便性の向上について

松本－糸魚川間を走る大糸線は、沿線地域にとって唯一の鉄路であり、南小谷駅での接続の改善・強化は極めて重要な課題であります。幹線となる路線を基本にダイヤが編成されることは十分認識しておりますが、松本駅では中央線や篠ノ井線、糸魚川駅では北陸新幹線やえちごトキめき鉄道に接続する大糸線を文字通り一体の路線としてご考慮いただき、今後も東日本旅客鉄道株式会社とともに、より円滑な接続の実現に向けてご協議、ご検討をいただきますようお願いいたします。

２ 輸送の安全性確保について

近年は異常気象の影響などにより集中豪雨や台風災害が多発するなど、想定外の災害が増加しており、運行への影響も懸念されます。

県、市町村におきましても大糸線沿線の災害に備えた環境整備に努めて参りますので、引き続き路線の継続的な安全性向上対策にご尽力いただきますようお願いいたします。

３ 利用促進対策の連携について

本年は、大糸線全線開通６５周年を迎え、記念のヘッドマークで装飾された列車の運行や、来る１１月２６日にはえちごトキめき鉄道のリゾート列車「雪月花」の大糸線への乗り入れ運行により、ＪＲ東日本「リゾートビューふるさと」との二つのリゾート列車がつながる初めての企画が予定されております。事業実施により、魅力ある列車の旅を通じた大糸線の今後の利用促進・活性化が更に期待されるところでございます。

つきましては、「雪月花」の大糸線への乗り入れ運行の継続に向けて、引き続き沿線自治体及び関係機関とで協議を重ねていただきますようお願いいたします。

同盟会及び協議会では、沿線自治体、関係機関、団体等の広域連携により、魅力ある観光地の形成と地域を挙げたおもてなしの取組を推進し、大糸線の利用促進につながるよう、引き続き力を注いでまいりますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

また、本年は同盟会内に振興部会を設置し、貴社とともに大糸線沿線の活性化及び持続可能な路線としての方策検討を開始しました。振興部会においては、沿線地域の各団体が一体となって、具体的な目標を設定したうえで、大糸線沿線の活性化・利用促進に向けた事業に取り組んでまいります。

私どもの大糸線が魅力溢れる路線として、将来に受け継がれますよう、積極的なお取組みをいただきますことをお願い申し上げます。

令和４年１０月３１日

大糸線利用促進輸送強化期成同盟会
会長　大町市長　牛　越　　徹

日本海ひすいライン等利用促進協議会
会長　糸魚川市長　米　田　　徹

日本海ひすいライン等利用促進協議会 規約

（名称）

第１条　本会は、日本海ひすいライン等利用促進協議会と称する。

（目的）

第２条　本会は、日本海ひすいライン・大糸線等の利用促進等により、糸魚川・北安曇地域の活性化と住民の利便性の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　前条の目的を達成するため、関係機関への要望、情報収集、連絡調整及び利用促進に関する事業を行う。

（組織）

第４条　本会は、関係市町村、市町村議会、商工会議所、商工会、観光協会、観光連盟及び趣旨に賛同する団体、企業をもって構成する。

（役員）

第５条　本会に、次の役員を置く。役員は総会において選出する。

会　長　１名

副会長　２名　以内

監　事　２名

２　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

４　監事は、会計を監査する。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は、２か年とする。ただし、再任は妨げない。

２　役員に欠員を生じた場合、補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（参与）

第７条　本会に、参与若干名を置くことができる。

２　参与は、会長が委嘱する。

（会議）
第８条　本会の会議は、総会とする。
２　会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

（会計）
第９条　本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
２　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

（事務局）
第10条　本会の事務局は、糸魚川市産業部都市政策課に置く。
２　本会の事務を円滑に進めるため幹事若干名を置く。

（補則）
第11条　この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附　則
１　この規約は、平成８年７月10日から施行する。
２　この規約は、平成10年５月11日に改正し、平成10年４月１日から適用する。
３　この規約は、平成17年７月22日に改正し、平成17年３月19日から適用する。
４　この規約は、平成18年６月５日に改正し、平成18年４月１日から適用する。
５　この規約は、平成22年６月２日に改正し、平成22年４月１日から適用する。
６　この規約は、平成27年２月５日に改正し、平成27年３月14日から適用する。
７　この規約は、平成27年５月18日に改正し、平成27年４月１日から適用する。
８　この規約は、平成28年５月17日に改正し、平成28年４月１日から適用する。
９　この規約は、令和３年５月31日に改正し、令和３年４月１日から適用する。